裁判手続等のIT化検討会(第4回)議事要旨

日 時:平成30年1月26日(金)8:59~11:01 場 所:中央合同庁舎第8号館8階特別大会議室

1. 議事

- (1) 事務局説明
- (2)自由討議
- (3)閉会
- 2. 「訴状の提出から第1回口頭弁論期日までのIT化の視点」(資料1)、「現行民事訴訟法下における民事訴訟手続の流れの一例」(資料2)、について内閣官房日本経済再生総合事務局より説明。

3. 自由討議

<「1 訴状の送達段階」>

- (6)証拠書類を電子化したものを提出することで足りるのではないかという場合に、 やはり証拠ということで通常の事務的な書類の電子化とは違うやり方が求められるよ うに思う。具体的に言えばメタ情報を保全した形で電子化をする、あるいはタイムス タンプを導入することも検討されるべき。技術的にはそれらは既に確立されている方 法があるので、それを活用することも一案。電子署名の付された電子文書が書証とな る場合、例えば契約書が電子文書の場合も、それも関連するかと思う。
- (7)訴状と同時に附属書類の提出を要する場合の行政との情報連携で、例えば当事者や原告本人の方の書類については、連携を進めるべきと思うが、他方で弁護士の先生が介在している場合に、自治体の中ではいわゆる弁護士照会ということについて慎重なところもあることをどのように考えるか。少しここは要検討なのではないか。
- (7)について、ここに書いてある内容が行政機関と裁判所が直接電子的にやりとりをするということなのか、弁護士ないし当事者が電子的に行政機関から書類を取得して、それを裁判所に電子的に出すのかという2通りのやり方があると思う。その2通りは分けて考えなければいけない。
- 裁判所と行政機関が直接のやりとりをするというのは、民事訴訟の基本的な原則である当事者主義との関係をどのように整理するのかといった問題がある。現在のいわゆる弁論主義とか、そういった観点を基本にするのであれば、当事者ないし弁護士がそういう書類を電子的に取得して、それを裁判所に出す方法も含めて検討する必要があり、そのどちらにするのかも検討課題にすべきではないか。

- (7) について、こうした行政との情報連携の検討の必要はあると思うが、一方、ほかの行政機関との協議が必要になるので、検討の進め方には慎重さが必要。それがもしも裁判手続のIT化の足かせになってしまう、あるいは時間が非常にかかるということになるのであれば、先に裁判手続のIT化を達成した後の発展的な取り組みという位置づけにすることも考えられるのではないか。ただ、法務省関連では、杞憂なのかもしれないなという思いもある。
- 弁護士の率直なニーズとして、例えば不動産関連訴訟だと非常に大量の登記簿謄本を 取り寄せて、それを裁判所に提出しないといけないことがあり、そのために数万円の お金がかかることも頻繁にある。取得してから訴訟を提起するまでに時間がかかる場 合もあり、取り直しになるといった無駄や、情報もその間に陳腐化していくという欠 点もある。紙ではなくて情報として裁判所が得ることができれば一番いい。ただ、裁 判所が直接得ることを求めているわけではなく、当事者が取得してほしいと言って、 あとは裁判所と行政のシステム間で取ってもらうということ。
- 不動産の登記情報は、現在、データとしてはもっと安価に、1通350円ぐらいで取れる。 そこで、当事者は情報だけを確認した上で、それで不動産番号等がわかるので、その 不動産番号を書面に書いて出すと、それをキーにして裁判所のほうで法務局に見に行 くことが可能になるのかなというのが具体的なニーズ。
- 1ページ目の(4)について、ITサポートと法的サポートと2つ分けて考える必要というのは、まさにそのとおり。また、ITサポートに関しては、民間の活用などが考えられるのではないか。その場合、料金とか質とかの課題が当然、出てくるので、ここに書かれているように支援センターなどで一定のレベルの、一定の料金ということで考えたらいいのではないか。
- (5) に関して、民間の取引における手法と同程度と書かれているが、民間の取引といってもレベルに非常に差があるし、多くはクレジットカードのセキュリティー程度だと思うので、よく議論していただく必要があるのではないか。
- (7)に関しては利用する方がどういう方で、どれだけメリットがあるのかということと、システム導入に関する費用対効果をどう考えるか。例えば個人の方が本人訴訟でやるという場合は、それほど今の状況でも負担になっていないと想像できることからすると、費用対効果も考えたほうが国民の納得が得られるのではないか。
- (7)の関係では、民事訴訟は当事者主義が基本で、受益者負担的な考え方が入っている。紛争を解決するということには、社会的利益もあるが、やはり個人的利益もあって、その部分は一定の利用者負担を考えることになっている。それは労力でもある

しお金でもある。登記、戸籍、住民票等を取るという手続はまず労力が要る。それから、登記は無料かもしれないが、住民票や戸籍については手数料が要る。そういうものが全部無料になるのかどうかとの兼ね合いもある。そういうことで、当事者と裁判所の費用と労力の負担をよく考えて、どのような方向に進むかということを決めることになるのかなと思う。

- 弁護士がついていない訴訟というのは随分あるわけで、それに対しては何らかの手当をしていかなければいけないし、少なくとも初めの段階では書面やファクシミリでも十分受け付けられるような方法から入っていかなければいけないのではないか。
- 田舎の人も訴訟の当事者になることがあるが、公共交通機関が非常に不便になっている。バスが使えないところに住んでいる人たちもいて、その人たちが例えば法テラスのところに行きなさいと言われて簡単に法テラスに行けるかというと、とても行けない。そういう今の状況も含めて考えてやっていかなければいけない。
- (5)のセキュリティーのレベルについては十分考えていかなければならないと考えている。いわば認証や署名等のレベルに関してのメリハリが必要で、何でも非常に固いものを使えばいいというものでは当然ない。例えば訴訟の認諾だとか和解に同意するとか、そういうものはかなり厳重なセキュリティーが必要かと思うが、普段のやりとりでそこまでは要らないのではないか。こういうことを考えて、必要なレベルでの認証をやっていくことが非常に重要。政府、行政においても現在、電子署名認証ガイドラインの見直しだとか、無駄な押印をなるべくやめていこうという方向もある。そういうところも見据えながら、必要でしかも無駄にならないようなレベルの認証あるいは署名を考えていく必要があると考えている。
- (7)について、訴状と一緒に当事者が法人の場合には法人登記を出す必要が現在あるが、これはさすがにオンラインで確認していただくことでもいいのではないか。もちろん法人については法人番号というのが既につけてあるので、法人番号を書いて、それを例えば裁判所のほうで確認するというのは1つの方法だと思う。なお、訴状等に書かれている法人と登記上の法人が同一かどうかというのは独自で確認しなければいけないが、この部分についても法人登記を電子的に取得する場合には同一性の確認手続もIT化できるのではないか。ここはぜひ裁判所が電子的に取得するような方法というので考えていただきたい。
- (8)の濫用的な訴えの防止の点について、諸外国の情報提供として、例えばアメリカでは、このような濫用的な訴えがなされないように、弁護士がついている場合にはオンラインで申し立て等をすることが義務づけられている。ログイン時に本人確認ができることから、濫用的な訴えがあった場合には、当該弁護士に関する情報等を各裁判所に通達し、その後CM/ECFにログインできないようにしている。濫用的な訴えをし

てしまうと、弁護士として裁判所の信用を失ってしまうことになるので、濫用的な訴えの提起は余りないとアメリカの裁判所から聞いている。(5)の本人確認と濫用的な訴えの防止のところにも、少しリンクしてくるところがあるのではないかと思う。

- (9)のオンラインでの訴えの提起への移行の促進の方策ということで、アメリカでは各裁判所で、オンラインシステムのCM/ECFが使えるようにするためのセミナーや講習を弁護士に受講してもらい、使い方を学んだ後にアカウントを与えるという形で、各裁判所がレクチャーしている。シンガポールでも、裁判所や弁護士会などの協力でセミナーを開いて、オンラインでの訴え提起の利便性を弁護士に伝える機会を設けることで、IT化への移行を促進させてきたと伺っている。日本の弁護士に対して仮にオンラインのシステムを使うことを義務づけるとすれば、このように裁判所や弁護士会の協力があると移行しやすいのではないか。
- 茲許、どの企業においても、情報セキュリティー対策への関心は高く、一定のウェブサイトへのアクセスが禁止されたり、また、情報の不正持出や情報漏えいを防止する観点から、ウェブサイトへのファイルのアップロードが禁止されることもあり得る。そのような場合、訴状や書面・書証のPDFファイルをアップロードするという訴訟活動が制限されることになる。電子メールについても、やはり情報の不正持出や情報漏えいを防止する観点から、パスワード設定が義務付けられたり、添付ファイルの容量に上限がある等の制約があり得る。セキュリティーのレベルは企業によって様々であるとは思うが、何らかの制約はあると思われるので、斯かる制約が存在することを想定してシステム設計する必要があろう。
- また、いずれの方法をとるにしても、役職に応じた権限設定や人事異動への柔軟な対応が必要と考えている。企業毎に事情は異なると思うので、様々な規模・業種の企業のニーズを拾ってシステム設計することが、訴訟手続のIT化の推進に役立つと思う。
- 濫訴の問題との関係では、今でも、同じような理由で何度も繰り返される再審の訴えも含め、濫訴と思えるようなものは存在する。再審については、提訴手数料が、訴額に応じてということではなく、簡裁に再審の申し立てをする場合は2,000円、それ以外の裁判所については4,000円と定額であることも影響していると思う。ほとんどが本人訴訟で、インターネットになったからといって変わるようなものではなく、その内容からしても、IT化で濫訴が増えるということにはならないと思う。
- 訴訟が起きたときの同一確認については、現在、身分証明書を求めるようなことはしていない。基本的に呼出状を持って本人が出てくれば本人だと扱い訴訟を進めていく。それは相手方がいるからで、別人だと相手方にすぐ分かってしまう。IT化されても結局ウェブ会議やテレビ会議をするということで、今の訴訟と同じようなことが基本的には行われることになるので、裁判所から見れば今と同じように確認ができる。IT化

されても今とそう変わったことをする必要はないのではないかと思う。

- アップロードするかどうかは、この後の送達の関係でも問題になってくるが、マイナポータルであるとかMyPost、こういうものがもしも使いやすくなれば、いろいろな問題が解決できると思う。個人的にはドイツのDe-Mailが送達に役立つのではないかと思っていた。これもMyPostと同じような基本的な構造を持っていて、発信証明や、受信証明、読み出し証明もしてくれることになっている。MyPostでこのようなことができるようになれば、訴状の送達、裁判所からの決定や判決の送達とか、そういうものがみんな電子でできるということになるのではないか。そういうものとアップロードするものと併存する形でやるのか、統一するのか、専門家でないからわからないが、こういうものを使っていくことも考えてよいのではないか。
- 先ほど(2)の企業によってはできないようになっているという意見について、全くおっしゃるとおりだ。しかし研究所などは特別にこういうものを通すとか、きめ細かい処理を実際に行っている。たとえば「2ちゃんねる」のいろいろな分析をしているという部署もある。会社だから「2ちゃんねる」は絶対にアクセスできないのだが、その部署だけはアクセスできるとか、細かいけれども、やろうと思えばできるというのも事実。必要なことは、どこのサイトにどういうアクセスをするか。そういうものを早目に明確にして、各企業においても対応ができるようにしていくことが引き続き非常に重要なことだと思う。
- MyPost等の話だが、政府部内では従来より電子私書箱という名前でいろいろ検討が進めてきたが、なかなか国民それぞれがこれを使い始めるインセンティブが今のところないというのがネックになっていて、進んでいないのかなと思っている。だから、この裁判手続を含めて、こういうものを使うとよいというものがうまく国民の中に浸透していくといい。今のところは決め手に欠くというところが現状だと思う。仕組みの問題よりもメリットの問題、この方向でいろいろ考えていく必要があるかと思う。どうすればこれが普及するのかまだ答えがない状況だが、今後の検討は非常に重要なところだと思う。
- (4)のサポートについては支援センターを設けるということが例として挙げられているところで、もちろんそういうやり方も考えられるとは思う。ただ、人的・物的資源をどこまで投入できるのかという問題と、裁判手続の利用者、原告なり被告なりになる人がそういう支援センターにどの程度容易にアクセスできるのかという問題も含まれてくるので、状況によってはその支援を民間の力を使って行うことも考えられるのではないか。
- その点で、IT面のサポートと法的側面のサポートを区別して考えることができるのではないかという御指摘はそのとおりだと思う。弁護士の視点では、IT面のサポートだ

けをしていますよという民間の業者が出てきたときに、場合によってはそれがいわゆる非弁行為の温床となるリスクもあるのではないかと感じている。したがって、どういった業者がサポートをすることができるのかは、注意をした制度設計をしていかないといけない。

- (1)の紙とデジタルを併存させないというところについて、誤解されないように念のために申し上げると、これは裁判所の手続の中でデジタル化では一本で行きたいということであって、デジタルでしか出せない、ということではない。国民の裁判を受ける権利を阻害するような形での制度設計を目指すべきではないということ。
- (2)の訴え内容をどのように出していくかについて、アップロード、フォーム入力、電子メールといった幾つかの手段があるが、それらをどのように組み合わせていくか。1つのアイデアとしては類型的な訴訟、裁判と非類型的な訴訟に分けて考えてはどうか、例えば家事の離婚、相続が典型的だが、建築なんかも表をつくって進めており、かなり定型的な部分がある。また全ての訴訟に共通する部分として当事者名とか訴額とか、どの訴訟でも必ず出てくる要素も定型的な要素がある。それに対して、内容部分として、請求の原因、請求の趣旨等は、一律の定型化は難しい。
- 共通部分については、類型的、非類型的にかかわらず、これは定型的で必要的記載事項なので、フォームに入れたほうがデータ処理をしやすくて業務効率化につながると思うので、最初からフォーム入力を進めればいい。次に内容部分については非定型的な要素が多いと思う。基本はワード等で書いて、それをどんとアップロードすることが最初の進め方になるか。
- ただし、内容部分の中にも定型的な部分が混在していて、先ほどの家事等で言えば離婚だったら親権は要るとか要らないとか、財産分与を求めます、求めるとしてそれは何分の1という割合とか、そういった要素はフォームで入れるようにすれば、それをデータとして蓄積して扱っていけるので業務効率化につながる。さらに必ず入れないといけないはずなのに入れていないということも防げるので、裁判手続自体もスムーズに進められると思う。
- 非類型的訴訟で、定型部分もないという場合については、特許庁の特許請求でなされているような形でタグづけを、ここが請求の趣旨手続、ここが請求原因、ここが請求原因の中の争点1、さらにそれの否認理由、抗弁みたいなマークをつけるようにしておいて、わかりやすく、データとして分解できるようにするということで、システム化の効率を図っていくことが考えられるのではないか。
- 必要事項の入力画一化という(3)も、フォーム入力によって実現できる部分がかなりある。ただ、フォームで用意された項目を必ず入れないと訴訟が前に進まないみたいにしてしまうと、それはそれで裁判を受ける権利を侵害する部分も出てくるので、入れることを促しはするけれども、それがないと絶対に訴訟を提起できないみたいな

ことは逆に避ける必要もあるのかと思う。

- ITリテラシーの(4)のサポートの部分については書かれているとおりだと思う。ただ、積極的釈明義務違反になるような法的サポートというのは弁護士としては避けていただきたい。セキュリティーに関しては確かになりすましは起きにくいということもあるし、改ざんについても結局は陳述をしなければ済んでしまうという意味で、セキュリティーレベルはそんなにがちがちに固くする必要はないと思う。ただ、それと別次元の話としてシステム全体のセキュリティーというのは非常に重要で、ハッカーによって大規模に攻撃がされてシステムが止まってしまうとか、大規模漏えいをしてしまうとかは避けないといけないので、堅牢なシステムというのは当然のことだと思う。当事者や弁護士のほうでも出しっぱなしというのは実はリスクが少しあるか。バックアップをとっておくということも、弁護士会等々の指導の中で進めていかないといけなくなるのだろうと思う。
- (8)で濫訴防止について、濫訴というのは何なのかというのもあるが、到底その請求が認められないであろうに、無理して提起しているようなものが濫訴だという意味であるとするならば、フォーム入力で、ある程度要件を入れないと前に進めないとか、また、促すといったようなことをすれば、主張自体失当となるような訴訟はある程度防げる。その意味でフォーム入力というのは価値がある。
- (9)の促す方策については、韓国では訴訟費用を減額することで促していることも あるので、情報提供としてお伝えしたい。

● 藤田参事官(法務省大臣官房司法法制部)

(4)のIT面の支援の点は、これまで御議論があったとおり、さまざまな支援のあり方を議論していく必要があると思われる。利用者目線からの貴重な御意見をいただいたが、それとは別の観点として、IT化を通じた裁判事務又は裁判所の効率化・合理化という視点も重要になるかと思っている。このIT面の支援のあり方として、仮に、裁判所が支援の大部分を行うというようなことになれば、裁判所の事務が増加して効率化・合理化に反することになるので、そのような方向は慎重に考える必要がある。その一方で、裁判所以外のどういった主体がどのような支援を行うのが相当かいう点は、現時点で決め打ちは難しく、今後、さまざまなアプローチを検討していくべきではないか。

■ 川村参事官(内閣官房日本経済再生総合事務局)

フォーム入力とかの提出の段階の論点については、不備とか補正への対応はある程度 リンクした議論になってき得ると思っている。これは行政機関の手続の例だが、申請 書類の不備を減らす、添付漏れをなくす、補正を減らす、これが圧倒的に迅速化・効 率化につながる部分があるので、そこを入力できないと送信できないということにす るのか、強く強調して送信を思いとどめさせるような形にするのか、強さの程度はあるが、何らかの方法をよく検討しながらやっていくことは重要。

- (4)のIT面のサポートについて、例えば電子化を行うための支援センターを設け、電子データ化の支援を行うことが考えられないかというところは賛同するが、支援センターでの電子化のサポートというのが、ただ紙を電子化するという段階でのサポートなのであれば、電子化したデータを用いて訴えを提起するというところはまた別のサポートが必要になり、IT化の支援サポートの面というのは2つ必要になってくるのだろうと思う。紙を電子化するという段階と、電子化されたものを使用して訴えを提起する段階とで、また別のサポートが必要になってくるのだろうなと。それがIT面のサポートと法的側面のサポートというところにもなるのかもしれないが、その部分をどのようにサポートしていくかというのは難しいところなのだろうと思う。
- ドイツではまだIT化への移行がうまくいっていないので、紙で訴えを提起された場合に、それを裁判所が受理をした上で、裁判所のほうで紙の書面をスキャンして、電子化する作業をしている。それが逆に非常にコストがかかる要因になっていると聞いたので、紙で裁判所に持っていき、それを受理し裁判所の方で電子化することを、それも訴訟の受理をした、申し立てができたということにすると、裁判所の負担が非常に大きくなるのだろうなと思うので、その辺りのサポートをどのようにしていくかというのは重要な課題なのではないか。

● 山本座長

- (1)に記載されてある基本的な内容については、おおむね異論はなし。ただ(2)の具体的な方法、どのようなものがあるかについては、フォーム入力やアップロード方式をどのように組み合わせていくか、企業のアクセス権限等についての問題点の指摘もあった。あるいはMyPostの利用ということもあり、この点はさらに具体的に今後考えていく必要がある。(4)のリテラシー支援策というのは、恐らく今後の1つの最大のポイントになるところかと思う。この支援センターというようなものについて賛同がある一方、全て裁判所が抱え込むことになるのはどうかという意見、民間の力を使う方策というものをさらに考えていく必要があるのではないかという意見もあった。
- (5)の本人確認の問題については、現在も身分証等の提示は求めていなくて、そんなに変わらないのではないかという指摘もあったが、行政機関、民間並びといった場合に、かなりそこには差があるのではないかという指摘もあった。今後この中でどのような具体的には行政機関、民間の情報セキュリティー対策というもの、どの程度の水準のものなのかというようなことについては、具体的に、あるいは専門家の方の意見も伺う必要があるか。

- (7)については、やや慎重な検討が必要ではないかという意見が多かったかと思う。 当事者主義との関係の問題もあるし、ここで必要な労力あるいはコストといったよう なものを誰が負担するのかというような点の指摘もあり、これについてはさらに具体 化する中での議論ということになるかと思う。
- (8)の濫訴の問題については、IT化したからといってそれほど増えるわけではないという指摘とか、フォーム入力のあり方でそれを一定程度防止できるのではないかという意見等が示された。

<「2 手数料等の納付段階」「3 裁判所における訴状受理・審査の段階」>

- 訴状などについて、フォームで定型的にきちんと書いてあるかといった判断をITでどこまでできるかという問題がある。形式的に住所欄に何も書いていないとか、氏名が何も書いていないということであれば、受理しないということだってあり得ると思うが、基本的には法的な判断と結構関係してくるところがあると思う。
- 例えば管轄の話になってくると住所だけではもちろん決まらなくて、中身を読まないと管轄があるかないか分からないとか、請求の特定をしているかどうかも中身を見ないと分からないといったような微妙な法的判断の話が出てくることが多いと思うので、このあたりをどこまで濫訴の防止に使えるかというのはよくわからないところがある。自動的にやれることとして、補正を強く促すという程度まではいいと思うが、送信できないとまでする方向は余りよろしくないのではないか。
- 2 (2) について郵券のあり方や提訴手数料との関係について、必要な検討を行うことはもちろん賛成する。ただ、訴状の送達の局面では電子化が進んだとしても、一定程度は紙による送達の必要性というのがどうしても残るのではないか。郵便代の問題というのはその意味で将来的にもどうしてもある程度は残りやすいのではないかと思う。ただ、支払い手段がいわゆる郵券である必要はないと思うので、利用者目線ということで言えば、提訴手数料の一部を構成するものという形で整理できれば簡明かと思う。ただ、提訴手数料と郵券あるいは郵便代が制度的にどのような位置づけになっていて、それらが財政上の問題なり会計上の問題なりでどのように扱われてきたのかということの検証が必要かと思う。
- 手数料等に関して現金化するという方向は、これでいくべき。郵券の問題は確かに難しい問題で、現金化にあたって、なかなかそれを一定の金額に決めるということができない。これはどの程度、紙ベースでやっていかなければいけない事件が残るのかということとの兼ね合いでもある。現金化するときに定額化するのか、それとも使ったものを払うような形に残していくのかというのは、そこの検討に委ねなければならないと思う。

- 裁判所における訴状の受理・審査の関係ではオンラインなので、1日24時間・365日の 提出が可能になるということに当然なるだろうと思う。オンラインで提出する訴状に ついては、たとえば、XML言語を使ってタグづけ等をして、こういうもので出してくだ さいということにするのは十分考えられることだろうと思う。ただし、それが欠けて いたら訴状を受け付けませんというのは確かに難しいだろう。そういうことでお願い をする。できるだけそういうものが多くなって、手続が迅速になるように進めていく ということではないか。
- フォームで提出できないという人も当然いるわけで、それはそれで対応していかざるを得ないのではないかと思う。フォームで提出されているものに関して言えば、今後やはりIT化が進み、あるいは場合によればAIがここに入ってくるということになれば、訴状の内容について、ある程度、機械的に判断していくことができてくるのではないか。訴状審査にAIを使うという時代は間違いなくくるだろう。
- 請求原因に要件事実が欠けているとか、特定していないとかいうような判断も簡単に AIができるようになる時代が来ると思う。
- 2 (1)でクレジットカード等を用いた手数料納付ということに反対するものではないが、クレジットカードを持てない方というのは一定程度いる。また、少数ではあるが、銀行の口座を開設できない方もいるので、その辺も含めてお考えいただく必要があるのではないか。
- 3の訴状受理・審査の段階の(2) e事件管理の観点について、これは1の本人確認のところとも少し関連があるが、原告がこのように確認できるシステムを導入することに異論は無い。ただ、事件の途中で弁護人が変わる場合がある。原告と弁護人との間に確実に受任関係があって、受任関係に途中で変更があった場合に、どのようにそれをアクセス権限に反映させて、権限を適切に設定するかということの議論が少し必要だろう。
- 本人訴訟であればいいが、弁護人をつけている場合には細々した手続は先生方に任せていて、原告は一々確認していないというのが実情であろう。それを踏まえると、補正の問題も含めて、どのように電子的にそういう手続を原告と弁護人と裁判所という三者の間でコミュニケーションを図るかを検討して、電子的にそれを行う場合の制度設計が必要と思う。
- 3 (2) や (4) の点について、受理されたことの確認や、提訴手数料の納付などの確認という点については、例えばアメリカでは、専用の申し立て用のシステムがあるが、記録等のほかはまだ別のPACERでされているので、シンガポールのように一括されたものがあるというよりは、専用の申し立てのシステムがあり、記録の保管のシステ

ムがありというふうに分かれている。もっとも、現在それらを1つにしようとしているところだが。これらの確認に関しては、アメリカではメールで行われていた。裁判所のITスタッフのところで調査をしたところ、訴訟はオンラインで24時間・365日申し立てが可能なので、申し立てをした段階で次の日以降に裁判官に振られるわけだが、担当裁判官が決まったら、担当裁判官が決まって受理された旨のメールが代理人等にメールで届くという形がとられていた。手数料に関しては、アメリカではクレジットカードで支払うことになっている。クレジットカードで支払うにも、裁判所とは別の、全ての手続で使える共通のオンラインシステムがあるので、そちらのほうで仮に払っていなければ、払っていませんよという警告のメールが代理人に届くという形になっていた。

- 一方でシンガポールは、専用のシステム(e-Lit)で全部一括して管理されているので、 その中で裁判所から連絡事項みたいな形でメールというか、そのシステムの中の連絡 という形で届くようになっていると思われる。
- 裁判所と当事者とのやりとりというのはかなり頻繁に行われる。釈明をやるとか、補 正命令をするとか、それに対して当事者が答えるとか、それに対して今度は裁判所が 決定をするというようなことが行われる。これをメールでやるとメールのセキュリテ ィーという問題がある。やはり何かポータルサイトのようなものをつくって、そこで 保護された形でやりとりする必要がある。
- 今の点については全くもっともだと思うが、現実にこういったポータルサイトが普及していない状況でどうするかということも考えなければいけないと思う。具体的なやりとり、命令だとか打ち合わせの類いかもしれないが、そういうものは裁判所のサイトからアップロード、ダウンロードするような方法で、そういうものが来たよという通知を一般の電子メールとするという方法もあろうかと思う。これだと今の情報処理の環境から大抵のユーザーが使えることが多いと思うし、内容についてのセキュリティーは保たれる。1つの方法として通知は一般的な電子メールあるいはショートメールみたいなものを含めて、そういうものでやって、具体的な内容についてはダウンロード、アップロードするという方法も1つあり得るのではないか。
- 3 (2) のe-Case Managementについて、e-Case Managementというのは何を管理するかというと、当事者の名前といった事件のメタ情報、それから、訴訟が今どういうステータスにあるかという訴訟の進行状態、それから、提出された書面、証拠といった記録の中身の問題というのがあると思う。それらをなるべく一元的に見られるようなシステムにしてほしい。だから訴状提出段階とか係属の段階であれば、それが提出されましたとか、被告に送られましたとか、送られたけれども着いていないとか、そう

いうステータスがわかるようなシステムが必要か。

- 見やすさという観点も非常に重要で、特に例えば複数の事件を抱えている弁護士にとっては、まず第1段階として自分が持っている事件の一覧が見えるという一番上の段階の画面があり、次に、各事件の中に入っていくと、その事件についての内容がちゃんと見えるシステムになり、次に個々の期日の内容、手続の中身とか書面の中身とか、そういったものが次のレベルとして見える。大きく3段階に分かれて、その3段階の自分が今どこにいるかということがはっきりつかめるような階層的なシステムが望ましいのだろうと思う。
- (3)の電子情報そのものを訴訟記録として保管するということについては法律上の 手当も必要となると思う。裁判所で、いわゆる2トラック、デジタルと紙の両方で管 理すると、非常に負担が大きくなるので、デジタルに一元化すべきだと思う。また、 単なるコストの問題だけではなくて、電子媒体であるということは、同じものを複数 の人が同時に見られるということなので、手続間での共用だとか合議事件で複数の裁 判官が同時にその記録を見られるといったいろいろなメリットが出てくることがある ので、絶対に進めるべき。それから、電子文書であれば検索可能性が高まるので、複 数の事件を一気通貫でざっと検索をして、その情報を参考にしつつ、裁判官が判決を 起案したり、争点整理をする際にいろいろな参考情報を得やすくなる側面もあるから、 (3)はぜひとも進めていただきたい。
- (4)の形式審査をより効率にするというところについては、まさに書かれているとおりで、さらに細かく言うと、例えば入力フィールドについて何を入れたらいいのかみたいなことも、例えばカーソルをそこに動かすと表示がされてサポートしてくれるみたいなものがあるといいか。
- 補正指示については、ユーザーインターフェースの中で、出してしまってから補正しなさいねではなくて、出す前に補正を促すような、入力時にも補正されているような状況がまず実現するだろう。逆に出してしまった後に補正を促す場合というのは非常に微妙な場合が多く、なかなかこれをチャットにしても電子メールにしても、積極的釈明との微妙なバランスというか、非常に曖昧な境界線のこともあるから、電話で話すというのは消えないのだろうと思うところ。
- 3 (5) に関して、セキュリティーの観点から重要性のある訴訟関連書類はシステムにアップロードしたとしても、それが提出されたことについては当事者にeメールなどで伝えるというやり方が考えられるのではないかという指摘があったと思う。それには賛成であり、その理由として、裁判所のシステムに何らかの書類がアップロードされた、あるいは入力されたというときに、そのことを確実に知って見に行く契機を当事者に与える必要があると思っている。従って、利用者が何か能動的に行動しなくても状況の進展がわかるようにする扱いを持っていないといけない。その意味ではシ

ステムに乗っかったというだけではだめで、一般の市民が日常的に目にするもの、具体的にはやはりeメールが一番念頭に浮かぶが、それを加えていくことが必要なのではないか。

● 素朴な質問であるが、ITサポートを受けるような方がパソコンを持っていないというような場合、これはどうなるのか。本人訴訟をしてITサポートを受けて提出までし、その後、自分で確認をしたいというようなときに、どのようにしたらいいのか。

● 藤田参事官(法務省大臣官房司法法制部)

そういった場合も想定されるので、そういったことを踏まえた制度設計なり運用のあり方も考える必要があると思う。ただ、本人訴訟といっても、いろいろな状況があると思われ、eメールアドレスは持っているのだけれども、インターネットにアクセスできないのか、そもそもeメールアドレスを持っていないのか、また、支援のニーズは、裁判システムの利用方法なのか、そもそもパソコンの利用方法なのか、何に対してサポートが必要なのか、といった点も様々と思うので、今後、そういった問題や課題を把握して、検討されていくべき事項になろうかと思う。

● アイデアとしては、例えばパソコンを持っていないけれども、携帯電話は持っているということであれば、携帯の電話番号に紐づけられているショートメッセージ等に送るということもある。電子メールはよくスパムメールと間違われてごみ箱にいつの間にか入っているということもあり、電子メールで送ったからといって現実問題として届いていると即認定はできない部分もあるので、インフラとして今も整っているショートメッセージをうまく使っていくことが必要ではないか。また携帯もお持ちでない方もいらっしゃると思うので、その場合は裁判を受ける権利を阻害しないために、今までどおり、その方にとっては紙の訴訟に見えるような形で進めていくことになるのだと思う。その人は紙を裁判所に持っていく。そうすると例えば司法協会でデジタル化してくれる。そのお金は申しわけないけれども、一部払っていただく部分があるかもしれないし、本当に貧困等の理由があれば何らかの国からの補助を受けてデジタル化するといった形で目指せばいいのかと思う。

● 山本座長

ITリテラシー支援策というのは最初の段階の話ではなくて、手続全体にとって必要なもので、ここでは原則としてはこのような形で、オンラインでなるべく全てを処理できるということだと思うが、常にそういう視点で例外的な支援策というのは制度として裁判を受ける権利の関係から十分に考えていくべき。

- 川村参事官(内閣官房日本経済再生総合事務局)
 - 例えば3(4)とか(5)とか、ITツールの活用、補正といったところで意見があったが、ITの得意なこと、苦手なことということも当然あって、ITやAIも含めて万能ではないと思うし、現時点でできることとできないことは、はっきりしてくると思う。そういうことを踏まえながらできることをやり、できないことはやらないというような形でうまく組み合わせながら、最適な方策を検討していくということではないか。
- 一方で注意をしないといけないのは、人も万能ではなく人が苦手なこと、得意なこと、むしろITのほうが強いこと、こういうこともあるので、そこを整理しながら役割分担なり道具の使い方を考えていくということではないか。具体的には、ITの場合、設定した条件は間違えないということで確実に、疲れもせず、即時に24時間やってくれる特徴もある。一方で人は間違えることもあるということで、そういうことを考えながらどう適用していくかということか。
- 行政との情報連携については裁判所の職員がやれなくても、裁判所のシステムが例えば法人番号を記載されていれば、それに基づき裁判所のシステムから法務省の登記情報システムにアクセスして、自動転記をして情報を裁判所のシステムに取り込んでいくというような形で、しかもそれは最新の情報で間違いなく、転記ミスもなく、情報がより正確に登録されていくような組み方もある。一度組んでしまうと限界費用ゼロの世界としてスムーズにいくような場合もあるので、これは物に応じて工夫してやっていく。ただし、難点は全てがデジタルにつながっていないとできないというところにあるので、そこも意識しながらシステムを組むときにはどこまで、何を、どの段階でやっていくのかということを考えていくということではないか。
- このシステムを組むときに、裁判所でこれを組むということばかり考える必要はないのではないか。たとえば、こういう訴状審査のシステムは、訴状を出すときの弁護士事務所でも必要になるので、こういうIT化を裁判の手続でやるということがオープンになれば、システム開発をやってみようという企業があらわれるということだってあり得るのではないか。

● 山本座長

この部分についても、基本的なところについてはおおむね委員の皆さんの特段の異論はなかった。 (1) もオンラインでの手数料納付が基本的には望ましい。基本的には全面移行することに賛成であるという意見があった。ただ、これについてはクレジットカードを持っていない人、あるいは口座を開設できないような人に対して一定の対応が必要ではないかという注意があった。郵券についてもこれを見直して、場合によってはそれを手数料に一本化するというような形も考えられるのではないかという意見がある一方、それをどういう形で算定するかということにはなかなか難しい問題も

- あり、どの程度紙が残るのかということを見ながら考えていく必要があるのではない かという指摘があったかと思う。
- 訴状受理・審査については、24時間・365日というのは当然あるいは(3)の電子情報 そのものが訴訟記録になる。基本的には法律上の手当は必要だろうけれども、ぜひ進 めるべきだという意見であったかと思う。
- (2) (4) で当事者が現在の訴状が受理されたことを確認する等、さまざまな確認の中でITツールを使っていく、その具体的なシステムについてはいろいろな意見があったところ。メール等でその点を通知し、内容についてはダウンロードしてもらうという意見。他方では、そのITツールが使えない人に対してどういう対応をするかということは常に考えていかなければいけないという話。それから、訴状の審査、補正等の問題についても、このITツールの活用という点についての賛成の意見があったかと思う。場合によってはAIも活用してというようなこと。しかし、人間の得意なところとITが得意なところを組み合わせて、システムを構築していく必要があるという指摘もあった。

<「4 被告に対する訴状の送達段階」「6 答弁書の提出段階」について>

- 4の被告に対する訴状の送達段階に関して、電子的に送達ができるようにする方向で 見直しなり検討なりを行うことについては賛成する。究極的には全ての送達が電子的 に行えるようになればよいなとは思うが、そのためには被告になり得る者全てが電子 的送達を受け取ることができる状態になっていることが必要であって、それはかなり ハードルが高いというか、道のりが遠いのではないかという感覚を持っている。
- 日本郵便のMyPost等のインフラの利用が拡大していけば、究極的な姿に徐々に近づいていくのかなと思うが、大変なことは大変だろうと思う。その過程においては、被告になる可能性がある者が電子的な受け取りの窓口を持って、それをシステムに登録するということをどのように進めていくのか、拡大していくのかという工夫が必要になるところかと思う。
- 官公署とか企業等から進めていくことが言及されていると思うが、官公署については 国の制度の一環として義務づけなり制度の中に組み込むことはしやすいのかなと思う が、一方で企業などプライベートのエンティティーに対してそういった義務づけなり 制度に組み込むということは、立法論としてはできるかなと思うが、現実的にはかな り大変な話で、それをどのようにインセンティブを持たせていくのかということの工 夫が今後必要になるのではないか。
- 諸外国の例として、事前包括申出制度についても言及があったが、これがどのように 進展して、どの程度の成功をおさめているのか、その背景はどういったものなのかと いうことについても、もしも御存じの方がいればお知らせいただきたい。

- 訴状の送達方法については、大きく分けると「電子送達」と「書面送達」に分類されると思うが、それぞれについて更に複数の選択肢があると思う。電子送達に関して言うと、訴状提出と同じように、専用システムにアップロードするのか、届出の電子メールアドレスに送信するのか、という選択肢があろう。書面送達に関しても、従前どおり訴状・書証一式を被告に送付するのか、あるいは、訴訟が提起された旨の通知を被告に送付して、その通知の中に被告において次に取るべき行動(例えば、裁判所に連絡する、記載のウェブサイトにアクセスする、等)を記載しておくという方法も考えられると思う。
- また、電子送達か書面送達かにかかわらず、誰が何をした時点で訴訟法上の「送達」 とされるのかは明確に決めておく必要があると思う。例えば、遅延損害金の起算点や、 上訴期間の起算点に関係するので、送達時点は重要な概念であると思う。
- 訴状の送達で被告が外国にいる場合について。かつてインターネットというのは国際化を進めるものだといわれていたが、最近はやや逆で、インターネット上にボーダー(国境)が生まれつつあるのが実情かと思っている。例えば既に特定の国では特定の電子メールはそもそも受信できないとか、特定のサイトにアクセスさせない、ブロックしてしまっていることが起きている。ある種の通信を受け付けないというような技術的な障壁が逆にインターネット上で今生まれていることに鑑みると、被告が外国にいる場合にどのようにそれを電子的にサポートできるかについては、それが外国でブロックされてしまう可能性を念頭に置いた技術的な検討が必要か。
- 例えばGメールとかは全然特定の国では使えない。他のサイトでも、当然理由不明で ブロックされてしまって、いつ解除になるかもよくわからないということがある。あ るいはポータルサイトの類も突然ブロックされたり、また外れたりということが多く の国で頻繁に起こりつつあるという現状は、認識しておく必要があるのかなという印 象がある。
- 送達のやり方は、送達条約、民訴条約、二国間条約というような条約で決まっている ので、電子化するかしないかも含めて、条約の定めるところに従ってやらざるを得な いということだと思う。
- 訴状の送達は、郵便局の職員が送達を受ける人に渡さなければならないわけで、出会 えなければ留置期間を定めて取りに来てくださいということになり、留置期間に取り に来ないと場合により再送達ということになる。そういうことで、訴状の送達はそう 簡単にはできていない。
- 今、訴状の送達と第1回期日の指定を同時にしているのは、できるだけ早く第1回期日を開きたいということなのであって、訴状の送達を待っていたら第1回期日が相当 先になるという事情がある。訴状の送達をオンラインでやることになり、すごく早く

送達ができることになれば、訴状の送達は先に終わらせてしまい、第1回期日の調整など、その後の手続を進めることは十分考えられる。

- 悪質な事業者に対して送達を出すこと自体、弁護士にお願いしているときも非常に苦労していただいているという状況であるし、個人間であったとしても相手の所在がわからない。住所は住んでいたはずのところはわかるけれども、アドレスなどはわからないということは普通にある。そこのところはかなり御検討いただく必要があるのではないかということと、この場合もインターネットが使えないというようなところについても配慮する必要があると思う。
- 送達に関して、もちろん電子的なシステムなので電子的な送達ができればそれが一番いいのは全然異議のない話だが、現実問題として電子的なアドレスに送ると、その電子的なアドレスに結びついているリアルな人間が、それを見ることは保証されていないのが現実であり、どうしても送達に関しては本当に人間に届くような物理的なアクセス手段が原則になるというのは仕方がないことで、そこは割り切るしかないと思う。
- 例外的に、この電子的アドレスに送ってくれればリアルな私ないし私の会社に届いたとみなしていいというふうに割り切ってくれた方だけが、電子送達の対象になるという制度設計になるのだろうと思う。しかし、それは喜んで被告になるというか、あらかじめここに送ってくれたら、見ないかもしれないけれども、見なくても届いたことにしていいみたいな、考えてみれば極めて不利なことを引き受けることになるので、なかなか事前包括同意制度というのもどれぐらい進むのかというのは実は難しい問題がある。そうなると事前包括でいいよというのは特定の公共企業体とかそういったところに限定されるのかもしれないし、何らかのインセンティブを与えることによって促すことが必要になってくるのかと思う。
- 紙で送達する場合でも、いろいろなやり方がある。紙の量をできるだけ減らすという 意味で言うと、まずは訴訟が提起されたよということだけが1枚の紙で行く。ここに アクセスしてくださいとURLやQRコードが書いてあって、そこにアクセスすると、手続 の進め方がわかるとか、そういったようなこともあり得るだろうし、郵便局のウェブ レターのような形で、なるべく被告に近いところの郵便局で印刷をして送ることでコ ストを下げるといったこともあるか。
- 6の答弁書の提出段階について、被告が訴訟係属して反論をするというときについて も、そもそもデータでやることになれば、訴状という1枚の塊の情報に対する反論で はなく、訴状の中のそれぞれの項目、例えば請求の趣旨の中に3つの要素があれば、 その3つそれぞれについてあなたはこれは○ですか、×ですかみたいな形でシステム 上、提示がされていて、それに対してこれは○です、これは×ですという形で個別に データに対して応答していくような答弁書のあり方も今後多分、出てくるのではなか

ろうかと思う。

- (3) 直送のオンライン化について、これは概念整理が必要かと思っている。もともと直送というのは裁判所を経由しないで当事者が直接相手方に送るという意味だと思うが、デジタル化されるとそもそも論として全部裁判所に送る。それを相手方から見たら書面が送られたことになるので、直送という概念そのものがなくなるのかと思う。受領証明についても、今、直送されたら表書きに判子を押して送り返すようなことをしているわけだが、それも当然要らなくなり、見たということで届けられたということが証明されるようになるのだと思う。
- 送達をオンラインで一本化するというのは、個人的には現状難しいのだろうなと思っ ている。オンラインの送達としてどういうものが実現されるのか、イメージが難しい のだが、自分の経験として、このe-Case Managementも踏まえて、いつもイメージする のが、大学のポータルサイトではないかと考えている。大学のポータルサイトは、今 かなり電子化されており、教員が担当する各講義別にページがあり、レポート提出や レジュメの配布オンラインでできるようになっていることが多い。私は自分のレジュ メも全部そのサイトにアップロードするし、各講義ページには受講している学生だけ が登録されて、そこにだけアクセスできるようになっている。動画等もアップロード でき、出欠もオンラインでとっている。私の本務校では大学との事務連絡もポータル サイトで行うが、「連絡がありますのでポータルサイトを見てください」という通知 のメールが来て、貼ってあるURLを見るという形で連絡を受けている。ところが、この ような方法だと、ついついURLを見忘れてしまうことが多い。後からこれはどうだった かなと思ってメールをさかのぼって確認すると、URLを見ていなかったということがよ くあるので、特に本人訴訟の方に「訴状が届きました」など、そういう通知だけをし ても、恐らく確認を怠る、あるいは失念して、確認しない状況のままで放置されると いうことが、おそらく相当数出てきてしまうのだろうなと思う。オンラインで送達を 行い、通知だけを別にメール等で行おうするというところでもそういった問題が出て くると思うので、その部分に関してはかなり慎重な、いろいろな状況の検討が必要で はないか。
- 普通、皆様は毎日、朝から晩までパソコンをごらんになると思うが、家にパソコンがあっても1週間ぐらい見ないというのが普通の生活の中ではあり得ることなので、ご指摘のとおりだと思う。それと、この場で言うと消費者教育の問題だというお話になるかと思うが、もう15年余り消費生活相談の中で架空請求の相談というのはトップをずっと維持しているという状況。これは単に教育だけで話が終わるわけではなく、やり方が時々に変わってくるので、メールで、あるいはオンラインで送達が来るということが新聞に1行書かれたときには、すぐその日の午後からそういうメール、架空請

求が起こり得る。それについて、それが啓発だけでおさまらないことなので、ぜひ明 確な区別ができるようにしていただきたい。

- 加えて、「これは架空請求ですか、あるいは本当の送達ですか」という相談が消費生活センターに今でも頻繁にいただくが、そのときに相談員がそれを確認できる術があるのかどうかということも非常に懸念される。
- 技術の関係で教えていただきたいのだが、ドイツのDe-Mailで読み出し証明をするということが行われているようだが、例えばMyPostなどを利用するとして、読み出し証明をすることは可能なのか。
- 読み出し証明というのは、このメッセージを確実に見たとか、このドキュメントを確 実に見たということが確認できるかという趣旨か。
- そのとおり。実際にそれを読み出したということの証明。
- MyPostでその機能があるのかどうか承知していないが、質問いただいたようなことは 技術的には現時点でも十分可能。MyPostがどうなっているのかは存じ上げない。
- 川村参事官(内閣官房日本経済再生総合事務局)

詳細は聞いていないが、今パイロット的に始められたばかりのサービスと伺っていて、そのほか本人確認のやり方とか、新しいサービスの機能拡張も視野に入れられていると伺っているので、そういう意味では必要な機能がニーズがあって、ビジネスとして求められるものであれば導入されるというのは、民間企業のなりわいとしてあり得るだろうと思う。

- システム的には確認できるというのは間違いないと思うが、読んだことを証明するのは誰かとか、そういうものについては制度的に考える必要があるのではないか。例えば日本郵便がこの人は読んだと言ったらそれでオーケーなのか。そのような面は少し考えなければいけないかもしれないと思う。
- 情報提供として、韓国の制度では、訴訟が継続した後の準備書面の送付については、 まずサーバーにアップロードされた時点で提出扱いになり、被告が受領したかどうか については被告に対して電子メールを送って、電子メールの発送日から1週間経過し た段階で、被告が実際にファイルを見ていなくても受領したという扱いにするという 取り扱いをしていると伺った。スパムメールと扱われてごみ箱に飛ばされてしまって いることもあるので、1週間見ないということも普通にあるだろうから、受領側にと

ってはリスクのある制度設計となっている。その辺の制度設計はうまくやっていかないと不利益を相手方に被らせるリスクはあるのかと思う。

- 川村参事官(内閣官房日本経済再生総合事務局)
 - 今この2018年、2019年のプラクティスというか慣行を想定して制度をどこまでつくるのか。少しフォワード・ルッキングに考え、制度が運用開始されるような時期にはプラクティスはどう変わっているのかというのも頭に置いた上で、制度のあるべき論を考えていただく必要はあるかと考えている。
- もう一点、全てのものにパーフェクトにやるという形で組むのか、少し原則と例外の 置き方によってマジョリティーなりそういう人たちを意識して、残りの人にどう手当 するのかという置き方によっても制度設計やシステムの組み方も変わってくると思う ので、この制度が運用開始をされるタイミングを見据えて、どういうものを念頭に置 きながら、ややそこは自己実現的なところも国の制度の場合、出てくるので、そうい うものと合わせて、余り現状のできないに拘泥され過ぎずに御議論をいただくことも 肝要ではないかと思う。
- 加えてインセンティブがあるかどうかということについても、インセンティブの組み方についてはいろいろな枠組みがあり、民間企業の世界においてはコンプライアンスとか、レピュテーションリスク、さらにその先にはコーポレートガバナンス、そして最近はやりのESGということのソーシャルという観点から、どういうことが適切な対応なのかというのは時代によって変わってくる。こういった取り組み、電子送達を受けることに手を挙げるのがかなう企業なんだというような評価になると、やる企業が増えるとか、変化も出てくるので、今の当たり前が将来も当たり前ではないということを意識しながら、どう仕組みを変えていくかということも議論の中では視野に入れていただいてもよろしいのではないか。
- (6)の答弁書については、いつもちゃんとした答弁書が出るという頭ではいけないだろう。答弁書は、とにかくひとまず出しておくということで、請求棄却を求める、請求原因事実は争う、反論は次回に、というようなものも出てくるので、その次に提出される実質的な答弁書である準備書面についても、答弁書と同じようなフォームを考えていかなければいけない。
- 訴状は特別だと思うが、答弁書は、特別かというとそうでもなくて、準備書面の一種であり、しかも被告の1回目の書面と2回目の書面では違うのかという話が出てくるので、準備書面一般の話としてもできるのかなと思う。
- ◆ 先ほど韓国の例として、書類がシステム上にアップロードされた後に、その相手方に

連絡がeメールなどでなされて、それから1週間たつと受け取られたという扱いになるという説明があったところ。それに対しては確かに人によっては1週間、eメールを見ることもない人もいるかもしれないというのは、それはそのとおりだと思うが、今後どういうプラクティスになっていくのかというのは変化していくものであって、特に訴状の送達を受けて訴訟の当事者になった後の話ということであれば、裁判所からの連絡がeメールなりで来るということが前提となるので、それでもなお1週間見ていなかったから書類が行き渡ったとは言えないという扱いにすることが適切なのかというと、そこには疑問を持つところ。

● 訴訟の進行というのは、当事者がそれに対して非協力的であったり、怠惰な態度を仮にとってしまう、あるいは十分でない状況になったとしても、ある程度進行させていかないといけない問題であるので、そこは一般の国民に対する啓発活動を必要とする面もあると思うが、何か問題があってうまくいかなくても手続は適切に進行していく、手続保障は十分に与えられているというラインを目指していくことは、必ず必要になることだろうと思う。

● 藤田参事官(法務省大臣官房司法法制部)

まず、6 (3)のオンラインでの電子書類の直送については、将来的にe-Filingの完成形となるシステムが完成すれば、おそらく抜本的解決となる問題である。ただ、それが直ちに実現できない状況下では、当面の過渡的運用として、ファックスや郵便等により代理人等の間で行っている現状の直送のあり方を、少しでも見直していくためのアプローチとしての検討は、十分あり得るのではないか。

- もう一点は、全体を通して指摘があった裁判IT化のための利用者の教育・普及という問題は、一般市民の方はもちろんだが、法律実務家にも大いに当てはまると思う。少し先の将来の社会やプラクティスを念頭に置きつつ、そこでITになじんだ環境整備を徐々に目指していくということは、現状で必ずしも全体としてITに精通していない法律実務家の世界に、まさに当てはまる。その観点からすると、訴え提起から始まる一連のIT化を前提とした手続に法律実務家が慣れていく、そのためのスキルを修得していくためには、次回以降に議論されることになるe-Court部分のIT化をまず進め、それを通じて法律実務家も経験と意識改革を徐々に重ね、運用の努力もしていくというプロセス、手順が必要であり重要ではないか。
- 現在においても訴状を受け取って、これをどうしたらいいのかという相談がある。これは放っておいてはいけないのできちんと弁護士のところに相談に行くようにとか、いろいろ助言をするが、やはり費用がかかるとか、いろいろな問題があって足が向いたかどうかというところまでは、私たちは確認できないでいる状況にある。訴状の送達があったというところまで理解していたら、国民の義務として手続を進める、協力

をすべきであるというのはもっともであるが、そういう教育がされていないということと、行動がしにくい環境にあるということがベースにあるので、そこのところは配慮が必要だと思う。

● 山本座長

本日の議論はこの程度とさせていただきたい。次回は争点整理手続について議論を進めるが、その前に本日、積み残した最後の「5 第1回口頭弁論期日の指定段階」「7 第1回口頭弁論期日の段階」についても、最初に御議論いただいてから争点整理の話に入っていくこととする。

(以上。)